

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 数 理 設 計 研 究 所 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . コンピュータのハードウェア・ソフトウェア及び周辺機器の企画、開発、製作、販売、レンタル並びに保守に関する業務
- 2 . 科学分析機器並びにその付属品及び部品、電子光学装置及び精密光学部品、小型デジタル・コンピュータ、デジタル磁気テープ及びディスク駆動装置を含むコンピュータ周辺機器、磁気メモリー及びその他のコンピュータ関連機器の据付、調整、修理等の技術サービス業務
- 3 . 各種情報の収集、分析、処理サービス及び提供業務
- 4 . 各種電子応用装置の設計、製作、調整業務
- 5 . 計測制御機器の販売並びにそのシステムに関するコンサルティング業務
- 6 . 土地の有効利用に関する地形の調査、企画
- 7 . 特許権、実用新案権、商標権、著作権、著作権の保有、管理、運用及び売買
- 8 . 防災システムに関する機械器具の研究、製造、販売、工事並びに保守
- 9 . 理科学研究機器及び資材の設計製作、販売、仲介
- 1 0 . 通信、環境、生物等の科学技術分野に関する調査、研究の受託並びにコンサルティング業務
- 1 1 . 環境アセスメント調査及びこのプログラム開発
- 1 2 . 環境整備、公害防止、エネルギー開発、娯楽に関する施設の企画、設計、管理のコンサルティング業務
- 1 3 . 都市開発、観光開発その他土地開発に関する設計並びに建設コンサルティング業務
- 1 4 . 安全、防災、衛生に関する調査、研究、情報提供診断及びコンサルティング業務
- 1 5 . 地図データベース、その他データベースの作成・販売、コンピュータによる処理業務
- 1 6 . イラストレーション、コンピュータグラフィックス、ホログラフィ等技術の

研究、開発、実施

17. 航空機を利用した測量、写真、土地調査の技術の研究、開発、販売
18. 土木、建築工事の総合的、基本計画に関する企画調査、研究、評価、分析、立案、助言並びに学術機関、研究機関、官公庁等との共同研究及びその調整
19. 科学技術の開発、利用及びその効果と影響に関する研究、試験、調査
20. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 群馬県前橋市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

(端株制度の不採用)

第6条 当社は、1株に満たない端数は端株として、これを端株原簿に記載しないものとする。

(利益による株式の消却)

第7条 当社は、株主に配当すべき利益をもって株式を消却することができる。

(株券の種類)

第8条 当社の株券は総べて記名式とし、1株券、5株券、10株券の3種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第10条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、之に株券を添えて提出しなければならない。

譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当社の請求によ

り、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 1 1 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには当
会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、之に株券を提出しなければ
ならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 1 2 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには当会社所
定の書式による請求書に記名押印し、之に株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失により再発行を請求するには当会社所定の書式による請求
書に記名押印し、之に除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければ
ならない。

(手数料)

第 1 3 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わな
ければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第 1 4 条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主
名簿の記載の変更を停止する。

前項の場合のほか株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定す
るため必要があるときは取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、
又は基準日を定めることができる。

この場合にはその期間又は基準日を 2 週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 1 5 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表
者は当会社の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければな
らない。届け出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 2 章 株 主 総 会

(召 集)

第 1 6 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集
し、臨時株主総会は、必要に応じて随時之を招集する。

(議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長が之に当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が之に代わる。

(決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役・監査役・代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。但し、欠員を生ずるも法定数を欠かない限り次期の定時総会まで、補欠選任を行わない事ができる。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当社の取締役及び監査役は、株主総会に於いて総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。

補欠又は増員により就任した取締役の任期は現任取締役の任期の満了すべき時迄とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会はその定めるところにより之を招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社に社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中より選任する。

社長は、当会社を代表する。

社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって各別に定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第26条 当会社の営業年度は毎年7月1日より翌年6月末日迄の年1期とする。

(利益配当)

第27条 利益配当金は毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

利益配当金、その他諸交付金は当社がその支払いの提供をしてから満3年を経過したときは当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は200株とし、その1株の発行額は金50,000円とする。

(最初の営業年度)

第29条 当社の第1期の営業年度は当社成立の日から平成15年6月末日迄とする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第29条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。

(発起人の住所氏名及び引受株式数)

第30条 当社の最初の発起人の氏名及び住所並びにその引受株式数は下記のとおりとする。

群馬県前橋市上佐鳥町54番地の2

180株 玉置 晴朗

群馬県桐生市広沢町三丁目4164番地

20株 矢澤 正人

以上 株式会社 数理設計研究所 を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成14年6月 日

発起人 玉置 晴朗

発起人 矢澤 正人